

墨田区副区長定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、墨田区の副区長の定数を <u>2人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、墨田区の副区長の定数を <u>1人</u> とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。